イ　この公示により記名して印を押す必要がある場合においては、外国人にあっては署名をもってこれに代えることができる。

⑷　インターネットによる申請ができない場合

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合

イ　経営事項審査の審査基準日が平成25年６月30日以降のものでない場合。

ウ　経営事項審査の審査基準日が平成25年６月30日以降のものであっても、経営事項審査の総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていない場合（ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったもので、それぞれ当該事実を証明する書類を併せて提出できる場合を除く。）

エ　申請者が経常建設共同企業体（大手企業連携型建設協同企業体を含む）である申請の場合。

オ　申請者が官公需適格組合の証明を受けている事業協同組合で、特例計算を希望する場合。

カ　申請者が協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合。

キ　合併等により新たに設立された会社等が、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く）。

合併等により新たに設立された会社等とは、次の①～⑤まで掲げる会社等をいう。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併によりその一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者

⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に継承させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を継承した会社

ク　申請者が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始決定を受けた者で、６に掲げる再度の認定を受けていないとき。

ケ　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社経営事項審査を受けている場合。

4　競争に参加することができない者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者

⑵　建設業法第27条の23第１項の規定による審査を受けていない者

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者

5　競争参加者の資格及びその審査

⑴　予定価格別の競争参加者資格　競争に参加することができる者は、当該競争に係る契約の予定価格の金額に応じ、⑵の規定により格付けされた等級を有する業者とする。

⑵　等級格付けの資格審査の項目及び方法　競争に参加する資格を得ようとする者の等級格付けは、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第３条に掲げる資格審査の項目により審査し、一式工事業者（建設業法第２条第１項別表第１の上欄に規定する土木一式工事及び建築一式工事を請け負う者をいう。以下同じ。）にあっては、A、B、C、Dの４等級に、一式工事業者以外の工事業者にあっては、A、B、Cの３等級に格付けする。

6　会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取り扱い

建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の決定を受けた者（以下「手続開始決定者」という。）は、文教施設企画部長が定める手続により、再度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行うことができる。

なお、手続開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争（指名競争）入札に参加することができない。

7　資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知（郵送）する。

8　資格の有効期間

資格認定の日から平成29年３月31日までとする。

競争参加者の資格に関する公示

平成27・28年度の文部科学省における設計・コンサルティング業務の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 26 年 11 月 28 日

文部科学省大臣官房文教施設企画部長

関　　靖直

◎調達機関番号　016　◎所在地番号　13

1　業務種別

設計・コンサルティング業務の業務種別は、次のとおりとする。

建築関係設計・施工管理業務、建築設備関係設計・施工管理業務、測量業務、地質調査業務、その他コンサルティング業務

2　申請の時期

⑴　インターネットによる申請の場合

原則、インターネットにより申請するものとし、その時期は、平成26年12月１日から平成27年１月15日までとする。

⑵　インターネットによる申請以外の場合

⑴により難い場合又は３⑷に該当する場合は、次のいずれかによる。

ア　郵送による申請の場合

平成27年１月５日から平成27年１月30日（当日消印有効）までとする。

イ　持参による申請の場合

平成27年１月５日から平成27年１月30日までの午前10時00分から午後12時00分及び午後１時30分から午後５時00分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までとする。

⑶　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第４条第１項に規定する特定調達契約について、一般競争に付す旨の公告に基づき資格審査の申請をしようとする場合、その他平成27年１月30日までに３⑵の申請書等を提出することができない場合は⑴及び⑵の限りでない。

3　申請の方法

⑴　申請書等の入手方法

ア　インターネットによる申請の場合

次に掲げるアドレスにアクセスし、平成26年11月４日から平成26年12月26日までにパスワードの請求手続を行い、入手したパスワードを用いて平成26年11月４日から平成27年１月15日までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。ただし、パスワードの請求に当たっては、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに３⑵イの㈠から㈭までに掲げる書類を添付し、平成26年11月４日から平成26年12月26日までに３⑵アに掲げる送付先に郵便書留により郵送するものとする。

なお、詳細については、設計・コンサルタント業務資格審査インターネット一元受付ヘルプデスク　電話番号092―409―4370へ問い合わせること。

http://www.pqrc.mlit.go.jp

イ　郵送又は持参による申請の場合

申請書の配布に関する情報は、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室（以下、「契約情報室」という。）電話番号03―5253―4111（内線2309・3699）又は契約情報室ホームページhttp://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=Mにおいて提供する。

⑵　申請書等の提出方法

ア　インターネットによる申請の場合

⑴アに掲げるアドレスにアクセスし、ダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑴アにおいて入手したパスワードを入力して、送信するものとする。ただし、イ㈠から㈭の添付書